

監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成22年11月12日

北海道監査委員	沢岡信広
北海道監査委員	喜多龍一
北海道監査委員	坂本人士
北海道監査委員	太田博

住民監査請求監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

札幌市手稲区星置1条6丁目8番1号 高橋良直

2 請求書の提出年月日

平成22年8月31日

3 請求の内容

（1）主張事実の要旨

ア 北海道保健福祉部障がい者保健福祉課（以下「福祉課」という。）は、社団法人Aが実施する精神保健啓発事業に対して550万8,000円の補助金の交付決定を行い、平成22年4月27日付けをもって同額で確定した。

イ この精神保健啓発事業は、補助金等交付申請額算出調書によると、8つの事業からなっており、予算ベースで648万円、決算額は、補助金等精算書によると、625万3,031円となっている。

ウ 経費の配分調書の「負担区分・その他」の欄には各種団体等からの助成金等について記載があるが、具体的にどの助成金等がどの事業に充当される見込みであったのかは明らかでなく、事業精算書においても同様である。

エ Aから北海道に報告された平成21年度決算報告書中の「収入の部」には、B会からの助成金、病院等からの協賛金、参加者負担金収入などが事業別に記載されており、道費補助の対象となった精神保健啓発事業を構成する8つの事業別にこれ

ら道費補助金以外のその他の収入を整理してみると別表のとおりとなる。このうち、全国普及啓発事業というのは、C会が発行する月刊誌を会員にあっせんし、購読料をAが取りまとめてC会に送金しているものである。

オ 道費補助金以外のその他の収入の合計は、279万3,402円であり、補助対象経費合計額625万3,031円との差額は、345万9,629円となる。道費補助金額550万8,000円は、この差額を204万8,371円上回るものである。

カ 福祉課職員は、平成22年4月22日に実地審査を行った上で、道補助金額を当初決定額の550万8,000円と同額で確定しているが、これは上記の道費補助金以外のその他の収入を正しく把握することなく過大に補助金を算定したものであり、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項に違反する、若しくは同条の趣旨に違反する不当な公金の支出であり、また、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「補助金規則」という。）第15条に違反して、適切な調査を怠ったまま補助金の額の確定を行ったものである。このように過大な補助金を支出したことにより、北海道に対し少なくとも204万8,371円の損害を与えた。

キ 福祉課は、補助事業者であるAに対して、補助対象経費については「事務費及び人件費を除く」としているが、道費補助金額の一部は、結果として補助対象外である団体の経費に充当されたと考えるのが相当である。北海道の財政状況が依然として厳しい中、このようにずさんな公金の支出が行われていることは誠に遺憾である。

（2）措置内容

北海道が被った損害につき、相当額の補助金の返還を求めるなど損害を填補するために必要な措置を講ずるよう北海道知事に対して勧告することを求める。

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成22年9月13日付けをもって、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

北海道がAに対し平成21年度に支出した補助金は、収入を正しく把握することなく過大に算定し、適切な調査を怠ったまま額を確定したことが、違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局

保健福祉部

3 請求人の陳述及び証拠の提出

- (1) 法第242条第6項の規定に基づく請求人の陳述については、本人から希望しない旨の連絡があったことから、行わなかった。
- (2) 法第242条第6項の規定に基づく、請求人からの新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象部局からの事情聴取

平成22年10月19日、監査対象部局である保健福祉部から、請求人が違法又は不当な支出と主張する事項に対する見解などについて、聴取を行った。その主な説明内容は、次のとおりであった。

- (1) 精神保健啓発事業費補助金の趣旨は、精神障害者の社会復帰の促進や精神障害者を抱える家族に対する必要な相談指導等を行うとともに、精神保健思想の普及啓発を図ることにより、道内の精神障害者とその家族の福祉の増進、道民の精神的健康の保持増進に寄与することを目的としたもので、Aが実施する事業に対し補助をしている。
- (2) 補助金の根拠は、団体が実施する事業が、北海道が推進する精神保健福祉施策を補完する役割を担う事業として、道民の精神障害に対する理解促進や精神障害者の福祉の向上に大きく貢献するものであると認められることから、法第232条の2に基づき交付している。
- (3) 交付対象となる事業は、Aからの補助金交付申請書に基づき、5つの事業からなる運営事業を補助対象とし、一つ目が、全道精神障害者家族大会及び地域精神障害者家族大会開催事業、二つ目が、普及啓発事業として実施している「月刊機関誌の発行・配布」、「パネル展の開催」、「全国普及啓発誌の斡旋・配布」、三つ目が、全国大会等への参加や地域家族会の活性化推進等に係る関連活動事業、四つ目が、家族や当事者への援助・支援技能向上のために実施する研修事業、最後が、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進に寄与する事業である。
- (4) 昭和43年度から精神保健啓発事業費補助金を交付しており、また、平成2年度からは、年々増加する精神障害者小規模作業所の適正な運営を図るために、団体の行う指導員研修事業に助成を行うとともに、事務局体制の強化を図るため、事務局長を北海道が選任し、その人件費について助成を行ってきた。その後、関与団体の自立促進を図ることを目的として、いわゆる団体補助金の見直しが進められ、この団体に対する補助金についても、平成17年度から2つの補助金を統合して精神保健啓発事業費補助金とするとともに、事務局長人件費を補助対象から外し、新たに、事業に対応する職員分の賃金を補助対象経費にし、平成18年度からは事務所等の借上経費を補助対象外として、事業費補助への転換を図った。

- (5) Aに対して精神保健啓発事業費補助金の交付についての通知（平成21年4月1日付け障福第3121号北海道保健福祉部長通知。以下「申請通知」という。）を行った際、補助対象経費は「団体運営事業に関する経費（事務費及び人件費を除く。）のうち知事が必要かつ適当と認めるもの」と記載をしているが、その趣旨については、「事業に対応する職員分の賃金」は補助対象とするというもので、補助対象経費から除くこととしている「人件費」は「事務局長の人件費」という考え方によるとし、このことについては、財政当局との折衝資料等にも明確に記載されている。また、同じく補助対象経費から除くこととしている「事務費」については、法人運営に係る諸経費、事務所維持管理経費となる。
- (6) Aが行う精神障害者の社会復帰の促進等を図る事業に対して、予算の範囲内で補助をすることとしており、平成21年度の補助金交付申請書では、補助対象経費は648万円で、この額が予算措置をしている550万8,000円を上回ったことから、この予算措置額、550万8,000円をもって、補助金額とした。
- (7) 補助対象事業に他の団体からの助成金等が充当される場合について、一般的には、「補助事業等に要する経費」から「補助事業等に関して生じる寄付金その他の収入」を差し引く取扱いが行われているものと承知しており、当該補助金においても、もし補助対象事業に他団体からの助成金があれば、それを補助対象経費から差し引くという点では、他の補助金と同等であると考えている。ただし、この事業については、そもそも他団体からの助成金なしで事業を実施することを前提としていた。
- (8) 平成21年度の精神保健啓発事業費補助金の額の確定に当たり、平成22年4月22日に、福祉課の担当職員が団体事務所に外向き、実績報告書の内容を確認するための書類等の調査を行っている。現地調査における調査事項については、出納局長の通知、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について」（平成12年3月29日付け局総第704号通知）において、「実績報告書等の書類及び成果品の内容が申請書、契約書、事業計画書、業務処理要領、収支計画書、経費配分調書等に照らして適正に履行されたものであるかどうかを確認するため、必要な調査を行う」こととされており、同日の当方の現地調査においては、この出納局長通知を踏まえ、限られた時間ではあるが、団体の帳簿、伝票、通帳、領収証書等が実績報告書の記載内容と適合しているかの確認を行った。
- (9) 実績報告書に添付された事業精算書には、補助対象経費だけではなく、団体の事業全体の収支、他団体からの助成金や協賛金等のその他の収入も記載されているが、補助金の交付申請の際に、これらの収入については補助対象外経費である団体の管理費等に充当しているとの説明を当方が受けていたことから、その詳細な確認は行っていない。
- (10) 研修事業のうちセミナー開催事業並びに社会復帰・参加促進事業のスポーツ大会

開催事業及びフォーラム開催事業（以下「セミナー等事業」いう。）の3事業については、補助金を充当せずに助成金、協賛金等の資金によりそれぞれの事業が執行されたとする決算書類等について、Aに対する本件請求に係る関係人調査で確認されたものと承知しており、補助金が一切充当されていない事業について、補助対象事業としては認められないこととなることから、返還が生じるものと考えている。なお、これによる補助金の影響額、つまり返還額については、事業実施に必要な賃金の取扱いなども含め、なお精査を要するものと考えている。

- (11) 北海道の補助金を一部充当することが可能な事業についても、Aは、充当していない形の収支計算書を作成しており、Aの事務執行体制が脆弱であることに起因する問題も背景にあるものと当方は承知している。
- (12) 北海道の補助金以外のその他収入については、この当該補助金の交付申請書及び実績報告書において、B会等の助成金や協賛金等があることは記載されていたが、これらの収入がどの経費に充当されているかの確認ができる記載内容はなく、また、Aの管理費等に充当しているとの説明を受けていた。また、平成22年4月22日に行った補助金の額の確定の現地検査時には、請求人が示したAの収支決算書は整理されておらず、当該補助金の実績報告書の内容に誤りがあることを疑う余地もなかったことから、それ以上の調査はせず、「把握すべきものを把握していなかった」ものではないものと考えている。
- (13) 補助金の額の確定に当たり、補助金交付規則第15条及び関連する出納局長通知を踏まえ、実績報告の内容を確認するための現地調査において、団体の帳簿、伝票、通帳、領収書等の調査を可能な限り実施し、「適切な調査を怠った」ものとは考えていない。
- (14) セミナー等事業が北海道の補助金を充当せずに事業が執行されたことを前提とすれば、結果として返還額が生じるものと考えている。
- (15) 北海道からAへ送付した申請通知の補助対象経費の記載については、必ずしも適正ではなかったと認識しており、補助先が単一の団体への補助金であることから、その意図が通じていれば、本来の取扱いに従った対応が可能であると考えていた。なお、表現としては不十分であり、適切ではなかったと考えていることから、これについては善処したいと考えている。
- (16) 事務局長人件費を除くのは、団体運営のための経費、つまり管理運営経費として補助することを除くことで、事務局長が兼務で事業のための仕事をしていればその分の人件費は支出できると認識し、事務局長や会長が、補助事業のための作業をし、それに対する報酬として、正当に対価関係が認められれば、それに関しては事業に要する経費として計上することは必ずしも不当ではないと認識している。
- (17) 具体的な業務内容と報酬の関係について精査を要するが、行った事業の中身と報

酬とが釣り合うようなものであればそれを否定するものではないと考えている。

5 実地監査

平成22年9月21日、保健福祉部に対して実地監査を実施し、精神保健啓発事業に係る補助金の支出事務等について調査を行った。

6 関係人調査

平成22年10月4日にAに対して関係人調査を実施し、補助金に係る事務の執行状況等について調査した。その主な内容は次のとおりである。

- (1) 措置請求書の別表における各事業ごとの「助成金等その他の収入」について、セミナー等事業に係るB会への助成金申請書を確認した。
- (2) スポーツ大会開催事業及びフォーラム開催事業に係る病院等への協賛依頼書を確認した。
- (3) スポーツ大会開催事業及びフォーラム開催事業に係る参加者負担金の通知等を確認した。
- (4) スポーツ大会開催事業に係るエントリー費の通知等を確認した。
- (5) B会からの助成金は、支出される事業が特定される内容となっていた。
- (6) 地域大会開催経費15万円について、総勘定元帳の額と符合することを確認した。
- (7) 全国普及啓発事業62万7,000円(3,000円×209冊)について、総勘定元帳の額と符合することを確認し、業務としては、発行元から送付された図書を購入者に発送し、図書購入者から代金を集め、発行元に送金をしていることを確認した。
- (8) 機関誌発行事業152万7,607円について、総勘定元帳の額と符合することを確認したが、会長の給料の一部として毎月3万円、合計36万円が含まれていた。
- (9) 研修事業33万1,933円について、総勘定元帳の額と符合することを確認したが、管理費の給料手当から、相談員養成費の需用費へ3万3,000円が振り替えられていた。
- (10) 研修事業33万1,933円のうち、20万833円で実施したセミナー開催事業については、平成22年4月27日に開催された平成22年度通常総会（以下「総会」という。）で議決承認された平成21年度団体収支決算書の別紙として添付されているセミナー開催事業平成21年度収支計算書においては、収入の部に北海道からの補助金は計上されていないなかった。
- (11) セミナー開催事業平成21年度収支計算書の収入は、助成金及び参加費で構成され、収入合計額と事業の支出合計額とは一致している。
- (12) スポーツ大会開催事業の経費122万1,877円について、総勘定元帳の額と符合することを確認した。なお、事務局長の人件費64万円が支出されていた。
- (13) スポーツ大会開催事業については、総会で議決承認された団体収支決算書の別紙

として添付されているスポーツ大会事業平成21年度収支計算書においては、収入の部に北海道からの補助金は計上されていなかった。

- (14) スポーツ大会事業平成21年度収支計算書の収入は、B会及びD社からの助成金、病院、製薬会社等からの協賛金、参加者からの負担金、エントリー費、雑収入により構成され、その収入合計額と事業の支出合計額とは一致している。
- (15) フォーラム開催事業の経費108万6,844円について、総勘定元帳の額と符合することを確認したが、事務局長等の人件費72万円が含まれていた。
- (16) フォーラム開催事業の経費108万6,844円については、総会で議決承認された団体収支決算書の別紙として添付されているフォーラム事業平成21年度収支計算書においては、収入の部に北海道からの補助金は計上されておらず、B会及びD社からの助成金や病院、製薬会社等からの協賛金、参加者負担金により事業が行われていた。
- (17) 人件費については、団体として補助対象外経費であると認識していたことを確認した。

第4 監査の結果

本請求については、次のとおり決定した。

精神保健啓発事業に係る補助金については、違法又は不当な公金の支出と認められるので、平成23年1月21日までに、必要な措置を講ずるよう、法第242条第4項の規定に基づき北海道知事に対して勧告をする。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

- (1) 申請通知において、補助対象経費は、「団体運営事業に要する経費（事務費及び人件費を除く。）のうち知事が必要かつ適当と認めるもの」とされている。
- (2) 北海道が行う補助事業にあつては、「補助金等に係る事務の取扱について」（昭和47年8月5日局総第375号。副出納長通知）の「1 補助対象事業等の告示等について」の（1）において「道が補助金等を交付する事務又は事業については、昭和47年4月1日局総第303号副出納長通達（北海道補助金等交付規則の運用について）によりすべて告示し、又は通知（当該補助制度が当該年度限りのものであり、かつ、補助先が単一である場合に限る。）すべきこととされているが、これらの告示又は通知は、予算の決定後速やかに行い、補助事業者等が当該事業を適期に遂行できるように留意すること。」とされているが、本件補助事業にあつては、Aに通知は行っているものの、本来必要な告示を行っていないかった。
- (3) 交付申請書に添付すべき関係書類において、北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（共通）（昭和49年北海道告示第802号）共通第14号様式が指示され、

当該様式では助成金等の他の収入を除く内容とはなっていない。

- (4) Aから実績報告書が平成22年4月20日付けで提出され、Aの会議室を会場に福祉課職員により実地審査が同月22日に行われ、同月27日付けで額の確定が行われている。
- (5) Aの平成21年度に係る決算は、総会において、審議事項2号議案として提案され、賛成多数により議決承認されている。この議案資料として総事業収支計算書、貸借対照表及び財産目録とともにセミナー開催事業平成21年度収支計算書、スポーツ大会事業平成21年度収支計算書及びフォーラム事業平成21年度収支計算書が添付されていた。
- (6) セミナー等事業の収支計算書は、セミナー開催事業にあつては収入が助成金20万円及び参加費1,000円で合計20万1,000円、支出が講師等謝金9万円、旅費交通費3万5,200円、需用費5万1,439円等合計20万1,000円、スポーツ大会開催事業にあつては収入が助成金35万円、協賛金60万5,477円、負担金20万5,800円、エントリー費4万1,000円及び雑収入1万9,600円で合計122万1,877円、支出が諸謝金3万3,000円、参加昼食費27万6,500円、人件費64万円等合計122万1,877円、フォーラム開催事業にあつては収入が助成金60万円、協賛金27万1,000円、負担金10万4,000円、繰入金10万9,264円及び雑収入2,580円で合計108万6,844円、支出が会場費4万9,480円、講師謝金10万円、人件費72万円等合計108万6,844円となっており、収入と支出のそれぞれの合計額が一致し、収入は、助成金、協賛金、参加者負担金等から構成され、北海道からの補助金が含まれていない内容となっていた。
- (7) B会の助成金については、B会の定める様式（申請書）により申請され、当該申請書は、セミナー等事業それぞれに作成されているとともに、使途内訳書も作成されている。
- (8) 当該使途内訳書にあつては、セミナー等事業に共通してB会からの充当額と自主財源の額の記載があり、補助金については「0円」と記載され、充当額と自主財源の合計額が当該事業に支出される経費の合計額とそれぞれに一致している内容で申請をし、助成の決定を受けている。
- (9) 病院等からの協賛金については、スポーツ大会開催事業及びフォーラム開催事業ごとに「ご協賛のお願い」としてそれぞれ行う目的、趣旨を記した文書を発送して依頼をしている。
- (10) 人件費の考え方について、A及び福祉課においては、補助対象外経費であるとの前提のもと、補助金交付申請、交付決定、実績報告書の提出、実地審査及び額の確定が行われていたものと認められた。
- (11) スポーツ大会開催事業及びフォーラム開催事業の経費として会長、事務局長及びE職員（以下「会長等」という。）の給料支給の事実が総勘定元帳において確認さ

れた。

2 判断

(1) 他団体からの助成金等について

ア 補助事業において額の確定を行うことは、補助金規則第15条に規定され、「その報告にかかる補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し」と定めている。

イ 本件補助事業は、平成22年4月20日付けで実績報告書が提出され、同月22日に実地審査を行っていることが確認されている。

ウ 他の団体、個人等からの助成金及び協賛金（以下「助成金等」という。）相当額を補助対象経費から控除すべきかどうかについては、補助金等の金額算定の際、交付決定権者が補助基本額から控除するか否かを決定すべきものであると解されており、必ずしも、助成金等相当額を補助対象経費等から除かなければならないとすることはいえない。このことから、助成金等の取り扱いについては、交付決定を行う者、つまり本件補助金にあっては、知事に裁量権があるといえる。

エ 一般的には、用途が特定されている助成金等の収入があり、かつ、当該収入が補助対象事業に充てられる場合にあっては、その相当額を補助対象経費から控除して補助金額を算出することが適当と判断するが、本件補助事業にあっては、交付決定権者において、そのような用途が特定された助成金等の収入があることを予定していないことから、交付決定時に助成金等相当額を控除すべきであったとまではいえない。

(2) 補助金が充当されていない事業について

ア 本件補助金は、申請通知により事業目的、補助対象者、補助対象経費、補助率等が示されており、補助対象経費については、「団体運営事業に要する経費（事務費及び人件費を除く。）のうち知事が必要かつ適当と認めるもの」としている。

イ 本件補助事業における助成金等の取扱いについて、Aから福祉課に対しては、助成金等は補助対象経費に充当されていない旨説明しており、実績報告書及び添付資料においてもAの説明のように認めることができる内容となっている。

ウ 一方、Aの平成21年度の決算においては、Aの収支計算書及びセミナー等事業それぞれの収支計算書からは、北海道から交付された補助金を使わずに当該補助金以外の収入によって、セミナー等事業にかかった支出すべてをまかなったとする決算となっており、この内容でAとして総会において議決承認していたことが認められる。これは、Aからの当該補助事業に係る説明と矛盾が生じていることとなっている。

エ さらに、助成金等は、B会への助成金の申請内容、病院等に協賛金を依頼する

依頼書の内容から、その使途が、拠出目的、つまりセミナー開催事業、スポーツ大会開催事業及びフォーラム開催事業それぞれに限定されており、助成金等を提供した者もその様に理解しているものと判断できる。

オ Aの補助金の実績報告書の決算内容と総会において承認された決算内容には齟齬が生じているが、Aの総会において議決承認された決算書の内容を正当であると判断することが適当である。

カ Aの決算によれば、北海道は、財政援助を必要としない事業を補助事業の補助対象経費に含め、補助金の交付を行っていたものと認められる。

キ Aの行ったセミナー等事業にあっては、補助の目的には合致していると思われるものの、その事業執行に当たって支出される経費のすべてを助成金等の補助金以外の資金でまかなっていることから、北海道からの補助金を必要としないものであったと認めることができる。

ク 額の確定における実地審査は、Aの決算の議決承認前に行われることから、事業実績報告書と決算書との突合など詳細な調査は困難であるとは考えられるものの、実地審査の際、交付内容とAからの説明内容との確認を行うことや仮に助成金の申請書、協賛金の依頼書、総勘定元帳等の調査が行われたとするならば、助成金等の使途が限定されていることや実績報告の内容及びAから受けていた説明と事実とに齟齬があること等が判明したものと推察できる。そして、この調査が、特段の注意力を要するものであるとは認め難いことから、結果として、額の確定が適切に行われたとすることは認められない。

ケ これらのことから、セミナー等事業に係る経費を補助対象経費に含めることは認め難く、本件補助事業に係る額の確定において、セミナー等事業の経費を補助対象経費と認めて確定した行為が適切であるとする事は、認められないと判断する。

(3) 人件費について

ア 監査対象部局である保健福祉部より、事情聴取等の際に人件費の扱いについて、「補助事業を行うのに必要な事務局長、事務職員の人件費は補助対象として考えられる」旨の説明があったため、特に本件補助金の補助対象となる人件費の考え方について、次のとおり判断する。

イ 本件請求の対象となった平成21年度精神保健啓発事業については、前述のとおり、申請通知において、補助対象経費は「団体運営事業に要する経費（事務費及び人件費を除く。）のうち知事が必要かつ適当を認めるもの」とされており、人件費の考え方について、A及び福祉課においては、補助対象外経費であるとの前提のもと、補助金交付申請、交付決定、実績報告書の提出及び額の確定が行われていたものと認められる。

また、補助対象事業や補助対象経費等補助制度をどのように設計するかは、交付決定を行う者である知事に裁量権があるものである。

ウ 一般に人件費は、人の勤労に対して払う経費で、賃金、手当等のたぐいと理解されていることから、当該補助事業の申請通知から判断し、対象経費から給料、手当、賃金などの人件費が除かれるものと解することとなる。

エ 保健福祉部は、事情聴取時に「平成17年度の予算要求時の説明資料において、補助対象経費から除くこととしている「人件費」は「事務局長の人件費」という考え方によらし、ただし、「事業に対応する職員分の賃金」は補助対象とするというもので、このことについては、財政当局との折衝資料等にも明確に記載されている。また、平成21年度の予算要求時の考え方も同様である。」とし、さらに「事務局長人件費を除くのは、団体運営のための経費、つまり管理運営経費として補助することを除くことで、事務局長が兼務で事業のための仕事をしていればその分の人件費は支出できると認識し、事務局長や会長が補助事業のための作業をし、それに対する報酬として、正当な対価関係が認められれば、それに関しては事業に要する経費として計上することは必ずしも不当でないと認識している。」旨の説明があった。

オ 平成17年度の予算要求時の説明資料を確認したところ、備考欄には「これまで、任用してきた非常勤職員を1名減して事務局長給与を補助対象外とし、事業に対応する職員分の賃金を⑩より事業費に計上」と記載され、事業予算欄には事務局長人件費、職員人件費ともに補助対象経費は0円と記載されていることから、仮に保健福祉部の主張を採用すると事務局長人件費のうち、管理運営経費に相当する給与等は対象外とし、事業に対応する賃金については、補助対象と認められることとなるが、しかし、平成21年度の予算要求時の説明資料においては、事務局長人件費、職員人件費の全額が補助対象外として計上され、事業に対応する人件費は補助対象には計上されていないものと認められた。

カ また、賃金の考え方については、一般的には、給料等を含んだ広い概念であると考えられるものの、北海道の予算科目においては、賃金は、報酬、給料、諸手当を除いたもので、臨時的に雇用された職員に対して支払われるものであり、正規に採用された職員の給料とは明確に区分されている。本件補助事業は、北海道が行う事業であることから、補助金を算定するに当たっての積算等には、この給料、賃金の概念に沿ってなされたとするのが妥当であると考えられる。

そのため、事務局長等に係る人件費のうち、事業に係る分を賃金として補助対象に算入できる旨の説明については、理由がないと判断する。

キ Aにおける給料、賃金の考え方については、Aが社団法人であることから、その会計は、公益法人会計基準に沿ってなされている。「公益法人会計基準の運用

指針」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）では、「12. 財務諸表の科目」の「（2）正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領」において、中科目に「給料手当」、「臨時雇用賃金」との記載があり、給料と賃金とを区分し、その概念は、北海道がとる概念と異なるものではないものと認められる。

ク 以上のとおり、本件補助事業に係る補助対象経費には、申請通知において人件費を除くとされているが、事業執行に当たり臨時的に雇用される職員に係る賃金までも除く趣旨ではないと認められ、Aの会計上、給料と認められるものについてはこれを除き、賃金と認められるものについてはこれを含めて補助対象経費を算定し、交付、額の確定等がなされるべきものであったと判断する。

（4）まとめ

（1）、（2）及び（3）から、セミナー等事業に係る経費を補助対象経費から除くべきものと考え、研修事業33万1,933円のうちセミナー開催事業分20万833円、スポーツ大会開催事業及びフォーラム開催事業を行った社会復帰・参加促進事業230万8,721円全額、合計250万9,554円を補助対象経費625万3,031円から除いた374万3,477円を補助対象経費とすることが適切であると判断し、当該額と交付された補助金額550万8,000円を比べ、その差額176万4,523円が過大に交付されたと認められる。